

公認会計士法の一部を改正する法律

(平成一五年六月六日法律第六七号)

一、提案理由(平成一五年五月一六日・衆議院財務金融委員会)

竹中国務大臣 ただいま議題となりました公認会計士法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、証券市場の公正性及び透明性を確保し、投資者の信頼が得られる市場を確立する等の観点から、公認会計士監査の充実及び強化を図るため、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、公認会計士の使命、職責を明確化することとしております。

第二に、公認会計士及び監査法人の被監査会社等からの独立性を強化することとしております。具体的には、監査証明業務と一定の非監査証明業務の同時提供を禁止するほか、公認会計士が同一の会社等を一定期間以上継続的に監査することを制限するなどの措置を講ずることとしております。

第三に、公認会計士及び監査法人に対する監視監督の機能の充実強化を図ることとしております。具体的には、監査法人等の業務運営の適正性を監視するための行政の立入検査権を導入するほか、監査法人の内部管理等についての日本公認会計士協会による指導や監督を行政が監視する制度を設けることとしております。

第四に、公認会計士試験制度の見直しを図ることとしております。具体的には、公認会計士の質を確保しつつ多様な人材を輩出していくため、現行の試験体系を簡素化するほか、一定の実務経験者などに対して試験科目を一部免除するなどの措置を講ずることとしております。

第五に、監査法人の社員の責任を一部限定することとしております。具体的には、指定社員制度を導入し、監査に関与しない社員の責任を限定することとしております。

第六に、規制緩和を推進することとしております。具体的には、広告事項の制限を廃止するほか、監査法人の設立等についての認可制を届け出制に改めるなどの措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告(平成一五年五月二二日)

小坂憲次君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、証券市場の公正性、透明性を確保し、投資者の信頼が得られる市場を確立する等の観点から、公認会計士監査の充実強化を図るための措置を講じようとするものであり、以下、その概要を申し上げます。

第一に、公認会計士の使命、職責を明確化することとしております。

第二に、監査証明業務と一定の非監査証明業務の同時提供を禁止するほか、公認会計士が同一の会社等を一定期間以上継続的に監査することを制限する等、公認会計士及び監査法人の被監査会社等からの独立性を強化することにしております。

第三に、公認会計士の質を確保しつつ多様な人材を輩出していくため、現行の試験体系を簡素化する等、公認会計士試験制度の見直しを図ることにしております。

その他、監査法人設立等の認可制を届け出制に改める等、規制緩和を推進するとともに、公認会計士及び監査法人に対する監視監督の機能の充実強化を図ることにしております。

本案は、去る五月十五日当委員会に付託され、同月十六日竹中国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、本案に対し、生方幸夫君から民主党・無所属クラブの提案に係る修正案が提出された後、採決いたしましたところ、修正案は否決され、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一五年五月一六日）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 公認会計士監査の充実及び強化の目的にかんがみ、証券市場の公正性及び透明性を確保し、投資者の信頼が得られる市場を確立するよう、今後とも一層の努力を払うこと。
- 一 公認会計士試験制度の見直しの趣旨にかんがみ、行政として、公認会計士の規模について一定の目標と見通しをもった上で、同試験制度の管理・運営に当たるよう努めていくこと。
- 一 公認会計士試験における「租税法」科目に関し、その出題については、公認会計士となる資質を検証するための試験の一部であることを踏まえ、適切に対応されるよう留意すること。
- 一 公認会計士と税理士に関して、その試験制度における取扱いについては、規制緩和の観点をも踏まえ、引き続き検討すること。
- 一 公認会計士試験合格者の公認会計士登録に当たっては、公認会計士の質の維持の観点から、実務経験についての一定の考査等を踏まえることとする等、十分な措置を講ずること。
- 一 監査法人の大規模化の実態等に照らし、今後、民事法制等において、いわゆるリミテッド・パートナーシップ制度の一般的な導入等が図られることとなった場合には、監査法人の組織についても、これに対応した所要の措置を講ずることを検討すること。

三、参議院財政金融委員長報告（平成一五年五月三〇日）

柳田稔君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経

過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、証券市場の公正性及び透明性を確保し、投資者の信頼が得られる市場を確立する等の観点から、公認会計士監査の充実及び強化を図るため、公認会計士及び監査法人の独立性の強化、公認会計士試験制度の見直し等、所要の措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、参考人を招致してその意見を聴取するとともに、公認会計士の使命規定に「会社等の公正な事業活動」を盛り込むことの是非、継続的監査に関する制限期間の妥当性、法改正が中小監査法人に与える影響等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、民主党・新緑風会を代表し峰崎直樹委員より、公認会計士の使命に関する規定から「会社等の公正な事業活動」の文言を削除すること等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。